

市民農園の利用者負担について

1. 市民農園とは

市民農園は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第 58 号）に基づき、市が借り受けた農地において、「市民が自らの手で野菜を栽培することを通して生産の喜びを知り、農業に対する理解を深めること」を目的として設置している。

区分	面積	区画数	1区画面積	利用期間	負担金改定年
新町市民農園	1,752 m ²	93	12 m ²	平成 28 年 4 月 ～平成 30 年 2 月	平成 28 年度
北町市民農園	1,178 m ²	33	15 m ²		
富士町市民農園	2,269 m ²	130	12 m ²		
西原市民農園	1,076 m ²	53	12 m ²	平成 27 年 4 月 ～平成 29 年 2 月	平成 27 年度
中町市民農園	1,214 m ²	54	12 m ²		
計	7,489 m ²	363	—	—	—

2. 平成 26 年度の審議経過

市民農園の利用者負担金については、~~利用期間に合わせ~~、農業振興計画推進委員会にて平成 26 年度に 2 年毎に定期見直しを実施している。

(1) 農業振興計画推進委員会における議論

~~平成 26 年度に~~農業振興計画推進委員会において審議を行った結果、市民農園の運営に係る経費の 70～100%を利用者負担とすべきであるとの意見があり、利用者負担金の値上げの方向性が示された。負担金の設定にあたっては、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」に示す激変緩和の考え方に準じ、改定前価格 (1,500 円) の 1.5 倍である年間 2,250 円が適当とし、今後も本市における適正な負担金額を検討するべきであるとの報告を受けている。

(2) 使用料等審議会における議論

使用料等審議会へ農業振興計画推進委員会の審議結果を報告したところ、改定後の利用者負担金 (年間 2,250 円) も、他市平均 (年間 8,412 円) と比較してもなお低廉であることから、一斉に適正な水準まで改定できないかとの意見もあった。しかし、基本方針（激変緩和措置）を準用し、改定前価格の 1.5 倍の改定とし、次回の定期見直し時に、本市における適正な負担金額を検討することとした。

3. 平成 28 年度の審議経過と今後の検討

平成 28 年度に農業振興計画推進委員会において定期見直しを行った結果、利用者負担割合（平成 28 年度 47.96%）は低く、他市平均（年間 9,280 円）と比較しても負担金額が低廉であることから、利用者負担金の値上げが適当との報告を受けた。

1 区画あたりの利用者負担割合

	平成 27 年度	平成 28 年度
歳出額	4,612 円	4,691 円
歳入額	1,721 円 (1,500 円×256 区画 +2,250 円×107 区画=624,750 円)	2,250 円 (2,250 円×363 区画=816,750 円)
負担割合	37.31%	47.96%

他市との比較（平成 28 年 4 月現在）

市 名	負担金（年額）	1 区画あたり 面積	1 m ² あたり 負担金	備 考
西東京市	2,250 円	12~15 m ²	150~188 円	平成 26 年度改定、 平成 27 年度から適用
武蔵村山市	無料	12 m ²	0 円	
その他の 市平均	9,280 円	15.77 m ²	588 円	

負担金の設定にあたっては、前回と同様に、基本方針（激変緩和措置）を準用し、現行価格（2,250 円）の 1.5 倍程度とし、年間 3,500 円とすることが適当との報告を受けた。この改定により、平成 29 年度以降の利用者負担割合は 74.61%（見込）となり、農業振興計画推進委員会から示された利用者負担割合の適正水準（70~100%）の範囲内となる見込みである。

なお、今後も、引き続き当市における適正な負担金額の検討とともに、市民農園に係る経費についても適切であるか検討を行う。

平成 28 年 6 月 27 日

西東京市長
丸山 浩一 様

西東京市農業振興計画推進委員会
委員長 後藤 光蔵

市民農園の負担金の見直しについての意見

梅雨の候、貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件について、第 2 次西東京市農業振興計画に基づき、本委員会において検討を行った結果、下記のとおり結論となりましたことを報告します。

記

- 1 市民農園の運営に関する費用の現状及び他自治体の事例との比較により、利用者負担金の値上げが適当との結論に至った。
- 2 値上げ幅は、利用者負担の激変を緩和する趣旨から、現行の 50 パーセント程度の増額にとどめ、年 3,500 円とすることが適当である。
- 3 値上げの時期は、使用開始時に 2 年分の負担金を徴収しており、新たな農園利用者に切り替わるタイミングとする。
具体的には西原、中町の 2 園は、平成 29 年度、新町、北町、富士町の 3 園は、平成 30 年度とする。
- 4 今後、引き続き本市における適正な負担金額の検討と共に、市民農園に係る経費に関しても適切であるかどうかの検討を行っていただきたい。